

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
その翌日)

目次

- ◇ 告示 土地改良区の定款の変更の認可
- 土地改良事業計画の変更の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 土地改良事業の認可 (七件)

告示

鳥取県告示第二百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、高尾土地改良区の定款の変更を昭和四十九年三月二十八日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十三号

昭和四十九年三月一日付けで高尾土地改良区から申請のあつた土地改良

(西高尾地区は場整備)事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十九年四月三日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番一地 高尾土地改良区事務所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八十四号

昭和四十九年三月一日付けで東伯郡東伯町大字徳万五五八番地の一農事組合法人公文果樹生産組合長桑本豊ほか一人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第八十一条の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法第九十五条第三項において準用する同法第八十五条の規定により、次の

とおり告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八十五号

昭和四十九年二月十五日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良（生山地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年四月三日から二十日間
縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百八十六号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（大塚地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十七号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良（古川沢地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十八号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(井手知地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百八十九号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(中江地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十号

三朝町から申請のあつた町営土地改良(荒尾地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十一号

北条町から申請のあつた町営土地改良(因坂東地区農道舗装)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第二百九十二号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区農道整備事業とあわせて行う農業用排水)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和四十九年四月二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三